

2014 年 9 月 26 日

英財務省による市中協議文書「銀行再建・破綻処理指令の移行」に対する
コメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、英国財務省から 7 月 23 日に公表された「銀行再建・破綻処理指令の移行」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

(総論)

我々は、これまでにクロス・ボーダー業務を担う銀行の破綻処理に向けた当局間協調の国際的議論がなされてきていると認識している。

我々は、第三国金融機関の在英支店に対する英中銀の破綻処理権限が、当局間の有効な協働がなされなかった場合や、公的利益を守るために必要な場合に限り有効となる「バック・ストップ」の位置付けに限定される点に賛成である。

クロス・ボーダー業務を担う金融機関の破綻処理時において、まずはホーム国の法制やホーム国監督当局の権限が尊重されるべきであり、当局間のコミュニケーションが徹底されるよう、最大限の努力が払われるべきである。2011 年 10 月公表の金融安定理事会 (FSB) による「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性 (KA)」の「9. 金融機関毎の国境を越えた協力取極め」においても、「金融機関に重要な悪影響を及ぼす動きがあった場合、および重要な施策や危機管理対策を取る前に、母国当局がホスト当局に速やかに連絡し、協議するための合意された方法を盛り込むべきである (パラグラフ 9.1vii)」と、事前協議の重要性を強調している。

上記の観点から、我々は、英国に支店を有する第三国金融機関の破綻処理時において、英中銀が保有すべき権限は限定的であるべきだと考える。

(各論)

15章 第三国金融機関の支店

Q. 23 (P. 50)

英中銀が独立して支店を破綻処理する際に、英中銀が、第三国金融機関の支

店に関する（株式移転を除く）全ての破綻処理権限を有するべきと考えるか。

A.

我々は、破綻処理時においてホーム国当局の協力を得られない等、ホーム国当局の対応に不備が認められる際の非常手段として、英中銀に第三国金融機関の支店に対する破綻処理権限を有することは否定しない。ただし、その際の英中銀の権限は限定的であるべきと考える。

英国がホーム国当局の破綻処理承認を拒否するという権限は、当局間の有効な協働がなされなかった場合や、公的利益を守るために必要な場合に限った、極めて異例なケースを前提にしており、それゆえに権限は相応の範囲に留められる必要がある。

加えて、全ての権限を英中銀に付与することは、破綻処理に係る清算コストを増大させるとともに、英中銀とホーム国規制当局との合意達成の可能性を否定することにもなり得る。例えば、破綻処理時において、英中銀が独立して支店資産の売却等の強制措置を実施することで、在英国支店の債権者を満足させるという観点のみから、支店の資産が必要以上に、安価に売却されることにつながり、清算コストの増大につながることも想定される。

Q. 24 (P. 50)

もし Q23 が妥当ではないとすると、第三国金融機関の支店がもたらすリスクが効果的に対処されることを確保する為に、どのような権限が妥当であると考えるか。

A.

我々は、当市中協議で示されている強制現法化等の限定権限を支持する。支店の現法化措置は、現法化するプロセスを経由することで、英中銀とホーム国監督当局との間で、状況の再協議の機会を与える可能性もあることより、適切な結論を導き出し、清算コストを最小化させうるものと考ええる。

また外国銀行支店は、本来的にはホーム国本店に直接従属しており、ホーム国当局の管轄下にある。この点を勘案すれば、ホスト国当局による第三国金融機関支店の破綻処理が必要となった際は、支店を現法化し、当該支店をホスト国の金融監督の管轄下とした上で、破綻処理することが正しいプロセスであると我々は考える。

以 上